

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)に係る協定書 (案)

〇〇(以下「施設管理者」という。)と豊岡市(以下「市」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による市民等の健康に係る被害の発生防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運用にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定で使用する用語は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

(協定の目的となる指定暑熱避難施設)

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1)名称

●●●●●●

(2)所在地

豊岡市

(供用部分)

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分(以下「供用部分」という。)は、別図のとおりとする。

(開放可能日等)

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

(1)開放する曜日

○曜日～○曜日

(2)開放する時間帯

午前○時～午後○時

(3)開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

○人

(施設の管理)

第6条 市は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めたときは、施設管理者に対し、改善を申し入れることができる。

2 施設管理者は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

- 第7条 市は、豊岡市を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに施設管理者に伝達するものとする。
- 2 施設管理者は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、施設管理者においてこれを行うものとし、必要に応じ市に協力を求めることができる。

(変更の協議)

- 第8条 施設管理者は、指定申請書に記載した内容に変更が生じる場合は、市に速やかに報告するものとする。

(協定の有効期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、市及び施設管理者のいずれからも協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関する疑義等が生じた場合は、市及び施設管理者で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、市及び施設管理者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

市 豊岡市中央町 2 番4号
豊岡市
豊岡市長 印

施設管理者

印